

空知教育センター設置条例

昭和43年 5月23日

条 例 第 1 号

(設置)

第 1 条 教職員の研修及び研修に係る調査研究の実施並びに教育の理論と実践に係る研究を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、空知教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 空知教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 空知教育センター

位置 滝川市文京町4丁目1番1号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第2号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の空知教育センター設置条例の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式条例の規定、第3条の規定による空知教育センター組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第4条の規定による空知教育センター組合公平委員会設置条例の規定、第5条の規定による空知教育センター組合職員定数条例の規定、第6条の規定による滝川市の条例の準用に関する条例の規定、第7条の規定による空知教育センター組合特別会計条例の規定及び第8条の規定による空知教育センター使用条例の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（平成24年3月2日条例第1号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成24年7月27日規則第2号により平成24年8月21日から施行）